

4.13 日照阻害

<留意すべき地域の環境状況等>

- ・計画地は平坦な台地上に位置し、全域にわたり畑地が広がる中、既存の建築物として所沢三ヶ島工業団地内の建築物、計画地北側に所沢市西部クリーンセンター等がある。
- ・計画地及びその周辺は、市街化調整区域であり、所沢市域は、市街化調整区域における建築物の形態規制がなされている。
- ・計画地の北側及び南東側に住宅が近接する。
- ・高層建築物の建設予定はないが、進出企業の業種によっては、施設の存在により、計画地周辺の住宅地等への影響が考えられる。

<調査手法>

| 調査内容 | | 現地調査 | | | 文献調査 | 備考 |
|------|----------------------------------|----------|---|--------------------------|---|----|
| | | 調査方法 | 調査地域・調査地点 | 調査期間等 | | |
| 日照阻害 | 予測条件等 | 現地踏査による。 | 1. 調査地域 施設の存在により、日照への影響が及ぶおそれがあると認められる地域とする。 | 日影の影響が最も大きくなる冬至日前後1回とする。 | 下記の既存資料を収集・整理する ・地形図 ・土地利用現況図 ・日影規制図 | |
| | 日影の影響を受ける可能性のある住宅、病院、農耕地等土地利用の状況 | 現地踏査による。 | 2. 調査地点 施設の存在により、日照への影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる地点を適宜設定する。 | | | |

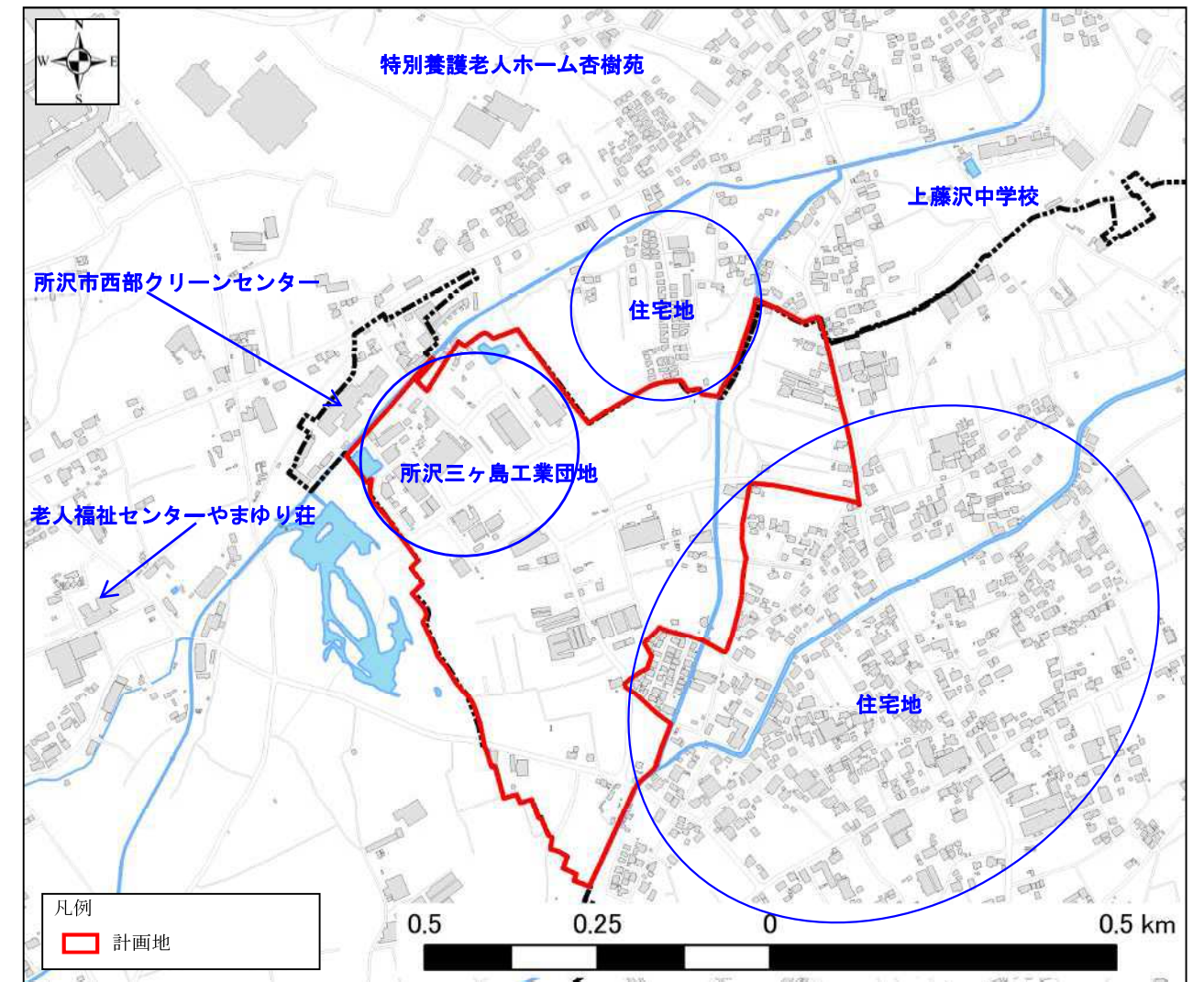
<現地調査時期の検討>

日影の影響が最も大きくなる冬至日前後に1回実施する。

| 項目 | 2019 年 | | | | | | | | | | 2020 年 | | | |
|------|--------|---|---|---|---|---|----|----|----|---|--------|---|---|--|
| | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 4 | |
| 日照阻害 | | | | | | | | | ● | | | | | |

<調査地点の検討>

- ・計画地及び周辺を調査範囲とする。



| 区分 | 調査範囲 | 対象道路・施設等 | 調査項目 | 選定理由等 |
|------|--------|----------|---|---|
| 日照阻害 | 調査地域全域 | 計画地及び周辺 | ・日影に影響を生じさせている地形・工作物の状況 ・日影の影響を受ける可能性のある住宅、農耕地等土地利用の状況 | 調査地域を踏査し、施設の存在により、日照への影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる地点を適宜設定する。 |

<予測及び評価の手法>

| 環境影響要因 | 環境要素 | 予測の手法 | | | | |
|---------|---------------|--|--|--------------------------|---|---|
| | | 予測内容 | 予測地域・予測地点 | 予測内容時期等 | 予測方法 | 予測の前提条件 |
| 存在による影響 | 施設の存在 日照障害 | 施設の存在により日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化及び日影の影響の程度の変化を予測する。 | 1. 予測地域 調査地域と同様とする。 2. 予測地点 調査地点と同様、日照障害の影響が想定される地点とする。 | 事業実施後、建物が立ち並ぶ時期の、冬至日とする。 | 時刻別日影図、等時間日影図を作成し、現況の土地利用及び将来の土地利用計画と重ね合わせることにより、影響を予測する。 | 1. 事業計画 ・進出企業の建物群（配置・形状・規模） 2. 将来環境条件 ・周辺の土地利用 |

| 評価の手法 | | |
|------------------------------|--|-------------------------------|
| 回避、低減に係る評価 | 基準又は目標との整合に係る評価 | 環境の保全に関する配慮方針 |
| 日影による住宅への影響の回避・低減が最大限図られているか | 以下の事項との整合性が図られているか ・「建築基準法」（昭和25年5月24日法律第201号） ・「埼玉県建築基準法施行条例」（昭和35年8月5日 条例第37号） ・市街化調整区域における建築物の形態規制（平成16年5月17日施行、所沢市） | 進出企業に対して建物の高さ及び配置に配慮するよう要請する。 |

4.14 電波障害

<留意すべき地域の環境状況等>

- ・計画地は平坦な台地上に位置し、全域にわたり畑地が広がる中、既存の建築物として所沢三ヶ島工業団地内の建築物、計画地北側に所沢市西部クリーンセンター等がある。
- ・計画地の北側及び南東側に住宅が近接する。
- ・高層建築物の建設予定はないが、進出企業の業種によっては、施設の存在により、計画地周辺の住宅地等におけるテレビ電波受信状況への影響が考えられる。

<調査手法>

| 調査内容 | 現地調査 | | | 文献調査 | 備考 |
|----------------|------------|--------------------|--|--|----|
| | 調査方法 | 調査地域・調査地点 | 調査期間等 | | |
| 電波障害 予測評価事項 | テレビ電波の送信状況 | 現地調査は実施しない。 | 1. 調査地域 施設の存在により、テレビ電波の影響が及ぶおそれがあると認められる地域とする。 2. 調査地点 施設の存在により、テレビ電波の影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる地点を適宜設定する。 | 下記の既存資料を収集・整理する。 ・テレビ電波送信諸元 ・地形図 ・土地利用現況図 | |
| | テレビ電波の受信状況 | 電界強度測定車による路上調査による。 | | | |
| | テレビ電波の受信実態 | 現地踏査（アンテナ等の確認）による。 | | | |
| 予測条件等 | 地形、建物等の状況 | 現地踏査（地形、建物等）による。 | | | |

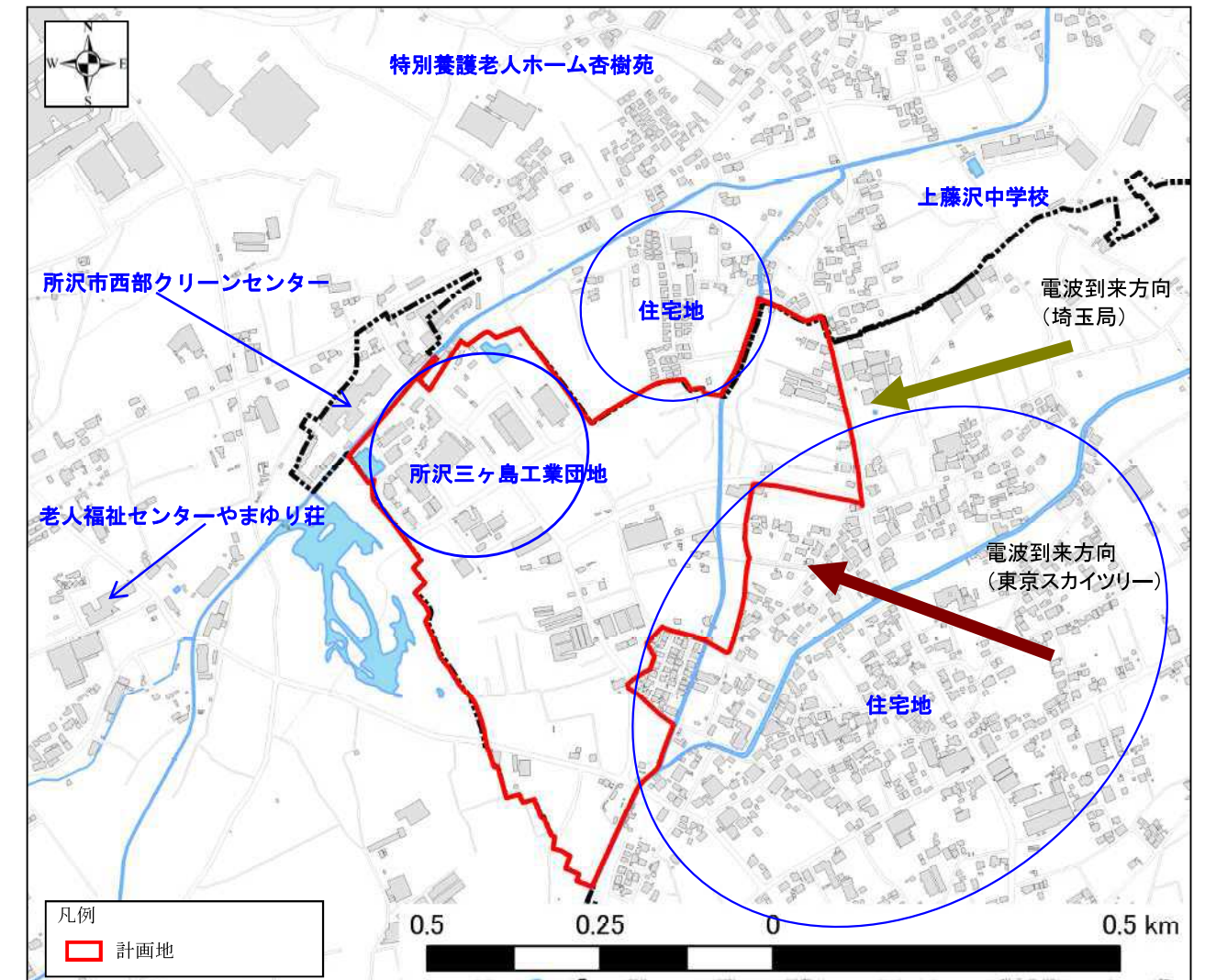
<現地調査時期の検討>

現地調査期間中1回実施する。

| 項目 | 2019年 | | | | | | 2020年 | | | | | | |
|------|-------|---|---|---|---|---|-------|----|----|---|---|---|---|
| | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 電波障害 | | | | | | | ● | | | | | | |

<調査地点の検討>

- ・計画地及び周辺を調査範囲とする。



| 区分 | 調査範囲 | 対象道路・施設等 | 調査項目 | 選定理由等 |
|------|--------|----------|---------------------------|--|
| 電波障害 | 調査地域全域 | 計画地及び周辺 | テレビ電波の受信状況、受信実態、地形、建物等の状況 | 調査地域を踏査し、施設の存在により、テレビ電波障害への影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる地点を適宜設定する。 |

<予測及び評価の手法>

| 環境影響要因 | | 環境要素 | 予測の手法 | | | | |
|---------|-------|------|--|------------------------|---------------------|---------------------------|---|
| | | | 予測内容 | 予測地域・予測地点 | 予測内容時期等 | 予測方法 | 予測の前提条件 |
| 存在による影響 | 施設の存在 | 電波障害 | 電波障害の程度を予測する。 | 1. 予測地域 調査地域と同様とする。 | 事業実施後、建物が立ち並ぶ時期とする。 | 電波障害（遮蔽障害）について理論式により計算する。 | 1. 事業計画 ・進出企業の建物群（配置・形状・規模） 2. 将来環境条件 ・周辺の土地利用 |
| | | | 2. 予測地点 調査地点と同様、電波障害の発生が想定される地点とする。 | | | | |

| 評価の手法 | | |
|--------------------------|--|--------------------------------|
| 回避、低減に係る評価 | 基準又は目標との整合に係る評価 | 環境の保全に関する配慮方針 |
| 電波障害の影響の回避・低減が最大限図られているか | 以下の事項との整合性が図られているか ・公共施設の設置に起因するテレビジョン電波受信障害により生ずる損害等に係る費用負担について（昭和 54 年 10 月 12 日建設事務次官通知） | ・進出企業に対して建物の高さ及び配置に配慮するよう要請する。 |

4.15 廃棄物等

<留意すべき地域の環境状況等>

- ・事業においては、造成工事を実施する。
- ・整備後は、工業系用地、流通系用地等となる計画である。

<調査手法>

廃棄物等については、調査は行わない。

<予測及び評価の手法>

| 環境影響要因 | 環境要素 | 予測の手法 | | | | |
|---------|--------|--|--|---------------------|---|--|
| | | 予測内容 | 予測地域・予測地点 | 予測内容時期等 | 予測方法 | 予測の前提条件 |
| 工事による影響 | 造成等の工事 | 建設工事に伴う廃棄物の発生量及びリサイクル等抑制策による削減状況について予測する。 | 1. 予測地域 計画地とする。 2. 予測地点 予測地域は、計画地全域とする。 | 工事期間全体とする。 | 工事中の建設廃材、伐採木等の廃棄物の種類ごとの発生量について、事業計画及び事例の引用・解析により予測する。 | 1. 事業計画 ・廃棄物の種類別の量、処理・処分方法 ・廃棄物の減量化、リサイクル等の種類、量、方法等 2. 将来環境条件 ・廃棄物処理施設等の能力、処理状況等 ・周辺の土地利用 |
| | 残土 | 建設工事に伴う残土の発生量及び計画地内での再利用等抑制策による削減状況について予測する。 | 1. 予測地域 計画地とする。 2. 予測地点 予測地域は、計画地全域とする。 | 工事期間全体とする。 | 残土の発生量、処分方法及び残土中の有害物質の有無について、事業計画及び事例の引用・解析により予測する。 | 1. 事業計画 ・残土の発生量、処分方法 2. 将来環境条件 ・周辺の土地利用 |
| 供用による影響 | 施設の稼働 | 施設の稼働に伴う廃棄物の発生量及びリサイクル等抑制策による削減状況について予測する。 | 1. 予測地域 計画地とする。 2. 予測地点 予測地域は、計画地全域とする。 | 事業活動が定常状態に達した時期とする。 | 施設の稼働に伴う廃棄物の種類ごとの発生量について、事業計画及び事例の引用・解析により予測する。 | 1. 事業計画 ・廃棄物の種類別の量、処理・処分方法 ・廃棄物の減量化、リサイクル等の種類、量、方法等 2. 将来環境条件 ・廃棄物処理施設等の能力、処理状況等 ・周辺の土地利用 |
| | 雨水・処理水 | 施設の稼働に伴う水の使用量、雨水及び処理水の再利用の状況について予測する。 | 1. 予測地域 計画地とする。 2. 予測地点 予測地域は、計画地全域とする。 | 事業活動が定常状態に達した時期とする。 | 施設の稼働に伴う水の使用量、雨水及び処理水の再利用の状況について、事業計画及び事例の引用・解析により予測する。 | 1. 事業計画 ・水の使用量 ・雨水及び処理水の再利用の状況 2. 将来環境条件 ・公共下水道等の能力、処理状況等 ・周辺の土地利用 |

| 評価の手法 | | |
|---|---|---|
| 回避、低減に係る評価 | 基準又は目標との整合に係る評価 | 環境の保全に関する配慮方針 |
| 予測の結果を踏まえ、造成等の工事に伴う廃棄物の発生が、事業者の実行可能な範囲で回避され、又は低減されているものであるか否かについての検討による。 | - | ・工事中における廃棄物は、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図るとともに、再利用できないものは専門業者に委託し、適切に処理する。 |
| 予測の結果を踏まえ、造成等の工事に伴う残土の発生が、事業者の実行可能な範囲で回避され、又は低減されているものであるか否かについての検討による。 | - | ・工事中における残土は、再利用等の促進を図る。 |
| 予測の結果を踏まえ、施設の稼働に伴う廃棄物の発生が、事業者の実行可能な範囲で回避され、又は低減されているものであるか否かについての検討による。 | 以下に示す基準又は目標との整合性が図られているか否かについての検討による。 ・「所沢市環境基本計画」 事業系一般廃棄物の分別、資源化 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律137号) 廃棄物の再利用、適正処理の実施 | ・進出企業の建築工事に伴い発生する廃棄物は、各進出企業に対し、排出抑制、分別、リサイクルの推進などの適正処理に努めるように指導する。 ・施設の稼働に伴い発生する廃棄物については、各立地企業に対し、排出抑制、分別、リサイクルの推進などの適正処理に努めるよう指導する。 |
| 予測の結果を踏まえ、施設の稼働に伴う雨水及び処理水の影響が、事業者の実行可能な範囲で回避され、又は低減されているものであるか否かについての検討による。 | 以下に示す基準又は目標との整合性が図られているか否かについての検討による。 ・「所沢市環境基本計画」 水量の確保 | ・各立地企業に対して雨水の有効利用に積極的に取り組むよう指導・要請する。 |

4.16 温室効果ガス等

<留意すべき地域の環境状況等>

- ・事業においては、造成工事を実施する。
- ・整備後は、工業系用地、流通系用地等となる計画である。

<調査手法>

温室効果ガス等については、調査は行わない。

<予測及び評価の手法>

| 環境影響要因 | 環境要素 | 予測の手法 | | | | |
|---------|-------------|----------------------------|--|---------------------|------------------------------------|-----------------------|
| | | 予測内容 | 予測地域・予測地点 | 予測内容時期等 | 予測方法 | 予測の前提条件 |
| 工事による影響 | 建設機械の稼働 | 温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量について予測する。 | 1. 予測地域 計画地とする。 2. 予測地点 予測地域は、計画地全域とする。 | 工事期間全体とする。 | 工種ごとの温室効果ガス排出量を算定する方法とする。 | 1. 事業計画 ・工種、使用する機械 |
| | 資材運搬等の車両の走行 | 温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量について予測する。 | 1. 予測地域 計画地とする。 2. 予測地点 予測地域は、計画地全域とする。 | 工事期間全体とする。 | 工種ごとの温室効果ガス排出量を算定する方法とする。 | 1. 事業計画 ・工種、使用する車両 |
| 供用による影響 | 施設の稼働 | 温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量を予測する。 | 1. 予測地域 計画地とする。 2. 予測地点 予測地域は、計画地全域とする。 | 事業活動が定常状態に達した時期とする。 | 立地業種を想定し、業種ごとの温室効果ガス排出量を算定する方法とする。 | 1. 事業計画 ・進出企業の業種 |
| | 自動車交通の発生 | 温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量について予測する。 | 1. 予測地域 計画地とする。 2. 予測地点 予測地域は、計画地全域とする。 | 事業活動が定常状態に達した時期とする。 | 立地業種を想定し、業種ごとの温室効果ガス排出量を算定する方法とする。 | 1. 事業計画 ・進出企業の業種 |

| 評価の手法 | | |
|---|--|--|
| 回避、低減に係る評価 | 基準又は目標との整合に係る評価 | 環境の保全に関する配慮方針 |
| 温室効果ガス等の排出が事業者により実行可能な範囲内で行える限り回避され、または低減されているかどうかを明らかにする | 以下の基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。 ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成26年5月最終改正、法律第42号）に掲げる事業者の責務及び事業活動に伴う排出抑制等 ・「京都議定書目標達成計画」（平成20年3月改定）に掲げる目標 CO ₂ 排出原単位 1990年度比12%削減 低燃費型建設機械の普及率 2012年度目標41% 施策対象となる建設機械の二酸化炭素排出量の削減率 10% | ・建設機械は、可能な限り低燃費型建設機械や省エネ機構搭載型建設機械を使用するように努める。 ・計画的かつ効率的な工事計画を十分に検討し、建設機械の集中稼働を避ける。 ・建設機械のアイドリングストップを徹底する。 ・資材運搬等の車両の計画的かつ効率的な運行計画を十分に検討し、車両による搬出入が一時的に集中しないように努める。 ・資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。 ・資材運搬等の車両の不必要な空ぶかしは行わないよう徹底する。 ・資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。 |
| 温室効果ガス等の排出が事業者により実行可能な範囲内で行える限り回避され、または低減されているかどうかを明らかにする | 以下の基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。 ・「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050改訂版（埼玉県地球温暖化対策実行計画）」（平成27年3月、埼玉県）の目標 | ・各立地企業に対し、各種法令、ガイドライン等に基づき適正に対策を施し、温室効果ガスの削減等に努めるよう指導する。 ・計画地内に緑地等を配置するとともに、各進出企業に対しても積極的な緑化を促し、温室効果ガスの吸収源の増加に努める。 |
| 温室効果ガス等の排出が事業者により実行可能な範囲内で行える限り回避され、または低減されているかどうかを明らかにする | | |

